

液化石油ガス設備士免状所持者の方へ

液化石油ガス設備士免状所持者は、法令で設備士再講習の受講が義務付けられています。 ……………液石法 第38条の9

初回受講は、免状交付を受けた日の属する年度の、
翌年度の開始の日から3年以内

H20年度対象者 平成17年4月1日から平成18年3月31日の間に
免状交付された方

二回目以降は、再講習を受講した日の属する年度の、
翌年度の開始の日から5年以内

H20年度対象者 平成15年4月1日から平成16年3月31日の間に
再講習を受講された方
平成15年3月31日以前に再講習を受講してから受講
されていない方

※設備士再講習を受講しなかった場合、免状の返納を命ぜられることがありますので、必ず受講して下さい。また、対象年度以外の方で、まだ受講されていない方は、早急に受講するようお願いします。

※年度とは、4月1日から翌年の3月31日までのことをいいます。

業務主任者に選任されている方へ

第二種販売主任者免状を所有されている方で、業務主任者に選任されている方は、一定の期間ごと(初回は3年、次回以降5年)に講習を受講することが法令で義務付けられています。

対象者の方は、必ず受講するようお願いいたします。
また、対象年度(またはそれ以前)で受講されていない方は早急に受講して下さい。